経営管理権集積計画

1 個別事項

整	整理 R7 番号 第03号		経営管理権の	<u>L</u>)	(名称) 山梨市長 高木 晴雄 (氏名又は名称)					(所在地) 山梨県山梨市小原西843 (住所又は所在地)					
Д.	.,		経営管理権を	有者(甲)	(や4人は470)					(田州人は州仁地)					
	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理		木材の販売による収益から伐採等に要		
番号	番号 所在		地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相 手方及び方法	備考
1	三富」沢	上柚木字瀧	735	289	735	山林	0.0213 (0.0213)	ヒノキ (カラマツ)	50	公告の あった日 から	2030年 3月31日 まで	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、山梨市森林 整備計画に基づき、存続期	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の搬 出・販売は行わない。	金銭の支払いは行わない。	別添図面のと
2	三富」沢	L柚木字瀧	736	289	736	山林	0.0225 (0.2555)	ヒノキ	50			間中に次の施業を1回実施する。 ・ヒノキ(カラマツ)人工林:間伐・獣害被害が著しい場合、立			おり。
3	三富」沢	上柚木字瀧	737	289	737	山林	0.0266 (0.2678)	ヒノキ	50			木への獣害防止用資材の設置 間代は林分・林地の状態を把			
4	三富」沢	上柚木字瀧	738	289	738	山林	0.0443 (0.2103)	ヒノキ	50			握したうえで、生物多様性及 び山腹崩壊等の災害リスクに 考慮し、実施するものとする。			
5	三富」沢	上柚木字瀧	739	289	739	山林	0.0473 (0.0474)	ヒノキ	60			また、気象害及び病虫獣害の 確認のため、存続期間中に 年1回以上は、目視による巡			
6	6 三富上柚木字瀧 沢		741	289	741	山林	0.2401 (0.2402)	ヒノキ	60			視を行う。 経営管理実施権の設定は行			
7	三富」沢	上柚木字瀧	743	289	743	山林	0.0532 (0.0532)	ヒノキ	60			わない。			
8	三富」沢	上柚木字瀧	752	289	752	山林	0.1815 (0.1815)	ヒノキ	60						
9	三富」沢	上柚木字瀧	772-1	289	772-1	山林	0.3951 (0.3951)	ヒノキ	50						
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考	
1	三富上柚木字瀧 沢	735	289	735	山林	0.0213 (0.0213)	ヒノキ (カラマツ)	50						
2	三富上柚木字瀧 沢	736	289	736	山林	0.0225 (0.2555)	ヒノキ	50						
3	三富上柚木字瀧 沢	737	289	737	山林	0.0266 (0.2678)	ヒノキ	50						
4	三富上柚木字瀧沢	738	289	738	山林	0.0443 (0.2103)	ヒノキ	50						
5	三富上柚木字瀧沢	739	289	739	山林	0.0473 (0.0474)	ヒノキ	60						
6	三富上柚木字瀧沢	741	289	741	山林	0.2401 (0.2402)	ヒノキ	60						
7	三富上柚木字瀧沢	743	289	743	山林	0.0532 (0.0532)	ヒノキ	60						
8	三富上柚木字瀧 沢	752	289	752	山林	0.1815 (0.1815)	ヒノキ	60						
9	三富上柚木字瀧 沢	772-1	289	772-1	山林	0.3951 (0.3951)	ヒノキ	50						
10														
	権利	Iに同意する。 川の設定を受り 川を設定する柔)			住 所(同上) 山梨市住 所(同上)	長 高木 晴雄		印印		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書き
- にすること。 (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。